

2026年6月11日

## 「金融円滑化特別資金（経済情勢変動対策枠）」の取扱開始

株式会社熊本銀行（取締役頭取 坂本 俊宏）は、中東情勢の影響を受ける事業者の皆さまに対する資金繰り支援を行うため、6月15日（月）より、熊本県制度「金融円滑化特別資金（経済情勢変動対策枠）」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

引き続き、熊本銀行は事業者の皆さまのご支援に努め、ゆたかな地域社会の実現に貢献する「熊本になくてはならない銀行」を目指してまいります。

### 記

#### ■ 「金融円滑化特別資金（経済情勢変動対策枠）」概要

対象となるお客さま	米国関税措置、中東情勢の変化の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している方、または減少する見込みの方
取扱店	熊本県信用保証協会保証が利用できる店舗
限度額	1企業 5,000万円 / 1組合 1億円
融資期間	1年以上10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	3年以内 固定 年1.70% 5年以内 固定 年1.90% 7年以内 固定 年2.00% 7年超 固定 年2.30%

以上

《 本件に関するお問合せ先 》

(株)熊本銀行 営業推進部 担当：信國

TEL 096-385-1394